

平成30年度森林整備事業 予算概算要求について

森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「経済財政運営と改革の基本方針2017」

（平成29年6月閣議決定）
 森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討する。

「未来投資戦略2017」

（平成29年6月閣議決定）
 林業所得の向上のための林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、森林の管理経営を、意欲ある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討し、年内に取りまとめる。

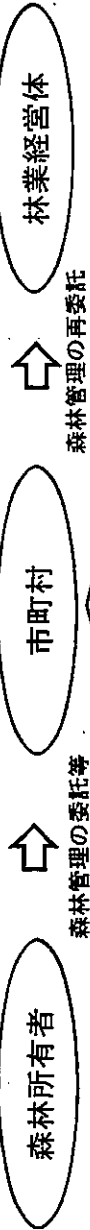
■ 幹線となる路網の整備

- 森林資源が充実し、主伐期を迎え木材流通の広域化
- 大型の製材工場等が整備され、国産材に対する需要の高まり
- 木材の大量運搬等に対応できる幹線となる路網の整備が必要

林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある経営体や、同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。

新たなスキーム

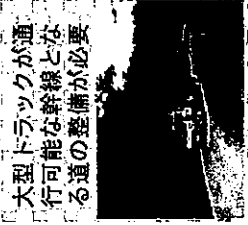


新たなスキームを支える条件整備

新たなスキームを活用する地域に対し重点的に支援

- 木材生産と森林管理を行うための路網整備
- 利用間伐等の促進

路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備
 間伐等により、適切な森林管理と木材の利用促進を図立



※ このほかに、台風等の気象害を受けた被害森林の整備などを推進

森林資源循環利用林道整備事業 (森林整備事業の拡充)

1. 趣 旨

戦後造成された人工林の多くが主伐期を迎える中、資源の循環利用による林業の成長産業化を実現するためには、伐採・植栽・保育の循環を確立することが極めて重要となっている。このため、施業集約化や路網整備等を通じ、適正な森林整備を確保するとともに、林業生産性の向上を図っているところである。

この結果、近年の路網開設延長は森林作業道を中心に大幅に増加し、平成 27 年度実績 (16,140km) は平成 22 年度 (7,298km) の 2.2 倍となり、間伐等の生産性は徐々に向上しつつある。一方で、幹線となる道の整備は遅れており、林業専用道等を含む林道等の開設延長は千 km 程度と低迷し、面的な広がりをもつ「路網」の形成が依然として十分ではない。さらには、近年、大型の製材工場やバイオマス施設の整備の進展に伴い、木材需要は増加し、木材流通は県域を越えて広域化しているため、路網の「ネットワーク化」を効果的に進めることが求められている。

このようなことから、林道、公道等の既存ストックを有効に活用しつつ、人工林資源が充実し、原木の供給先となる合板・製材工場等の集荷圏にあるエリア等を「生産基盤強化区域 (仮称)」として設定し、路網ネットワークを形成する幹線となる林道の整備を推進していくこととする。

2. 事業内容

「生産基盤強化区域」内、同区域間、同区域と合板・製材工場等を結ぶ幹線となる林道 (林業生産基盤整備道、林業専用道) の整備

3. 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合等

4. 補助率

50 / 100 等

5. 予算科目

(項) 森林整備事業費

(目) 森林環境保全整備事業費補助

(目細) 森林資源循環利用林道整備事業

林業専用道

林業生産基盤整備道

6. 平成 30 年度要求額

平成 30 年度要求額の内数

[林野庁整備課]

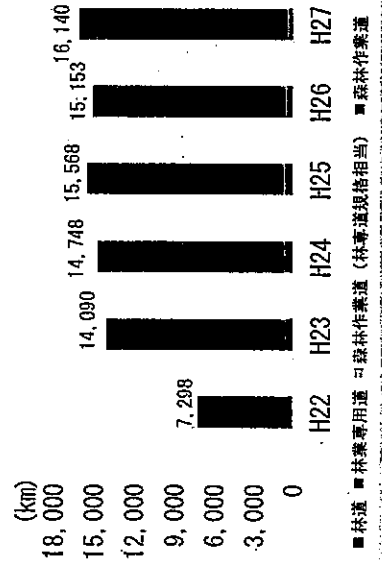
森林資源循環利用林道整備事業(拡充)

- 近年の路網開設延長は森林作業道を中心に増加しているが、幹線となる林道の整備は遅れており「路網」の形成が、以前として不十分。
- 大型の製材工場やバイオマス施設の進展に伴い、木材需要は増加し、木材流通は県域を越えて広域化。
- このため、林道、公道等の既存ストックを有効に活用しつつ、路網ネットワークを効率的・効果的に形成する林業生産基盤整備道の整備を推進。

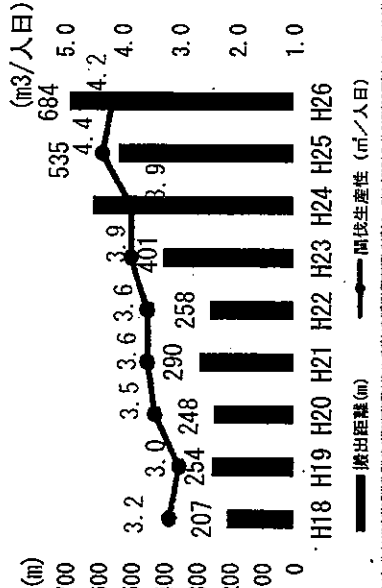
背景・課題

- ・ 人工林の多くが主伐期を迎える中、資源の循環利用による林業の成長産業化を実現するために、施業集約化や路網整備等を通じ、適正な森林整備を確保するとともに、林業生産性の向上をより図っていく必要。
- ・ 路網開設延長は森林作業道を中心に増加し、間伐等の生産性は徐々に向上。
- ・ 一方で、幹線たる林道整備の遅れにより、森林作業道による運搬距離が長くなり生産性は頭打ち。
- ・ さらに、大型の製材工場やバイオマス施設の整備の進展に伴い、木材需要は増加し、木材流通は県域を越えて広域化しているため、路網の「ネットワーク化」を効果的に進める必要。

路網開設延長の推移



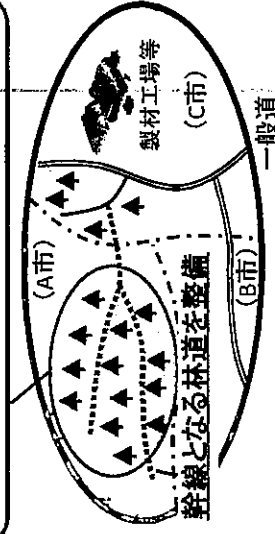
間伐生産性と搬出距離



対応方向

- 生産基盤強化区域(仮称)における林道(林業生産基盤整備道、林業専用道)の整備

人工林資源が充実し、原木の供給先となる合板・製材工場等の集荷圏にあるエリア



生産基盤強化区域(仮称)のイメージ

幹線となる林道の整備により、路網のネットワーク化が図られ、効率的な木材運搬、木材流通の広域化等に対応

幹線となる林道の整備が必要

u u

森林整備事業・治山事業（公共）

【復旧・復興対策 18,618（18,115）百万円】

対策のポイント

- ・間伐等の実施により、東日本大震災の被災地における「災害に強い森林づくり」を進めます。
- ・東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生や山腹崩壊地等の復旧整備を通じ、地域の安全・安心を確保します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により、青森県から千葉県に及ぶ海岸防災林が被災し、約164kmの復旧を要するとともに、山地においても多くの箇所では山腹崩壊、林道施設等の被害が発生しており、台風や豪雨等により更なる被害の拡大が懸念されます。
- ・福島第一原子力発電所の事故により放散された放射性物質の影響のある地域では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安等から、森林整備が停滞するおそれがあり、森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっています。

政策目標

- 土壌を保持する能力等が良好に保たれている森林の割合の増加。
- 海岸防災林の復旧・再生は、林帯地盤等の復旧が完了した箇所から順次、植栽を実施。全体の復旧は平成23年から概ね10年間で完了することを目指す。

<主な内容>

1. 森林整備事業

豪雨等による森林からの放射性物質を含む土砂の流出防止を図るため、岩手、宮城、福島の被災3県において、放射性物質対策と一体となった間伐や路網整備等を行う森林所有者等への支援を行う「災害に強い森林づくり」を進めるとともに、特に放射性物質の影響等により、森林所有者による整備が進み難い人工林等において、公的主体による緊急的な間伐や路網整備等を進めます。

2. 治山事業

東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生や山腹崩壊地等における復旧整備を進めます。

森林整備事業	6,715（5,857）百万円
治山事業	11,903（12,258）百万円
国費率：10/10、2/3、1/2、3/10等	
事業実施主体：国、都道府県、国立研究開発法人森林研究・整備機構等	

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|--------|----------------|
| 1の事業 | 林野庁整備課 | (03-6744-2303) |
| 2の事業 | 林野庁治山課 | (03-6744-2308) |

森林整備事業（復旧・復興対策）

【平成30年度概算要求額：6,715（5,857）百万円】

- 事業目的：豪雨等による森林からの放射性物質を含む土砂の流出防止を図るため、岩手、宮城、福島の前被災3県において、放射性物質対策と一体となった間伐や路網整備等を行う森林所有者等への支援を行う「災害に強い森林づくり」を推進するとともに、特に放射性物質の影響等により、森林所有者による整備が進み難い人工林等において、**公的主体による緊急的な間伐や路網整備等**を推進。また、事業の実施を通じて、森林の健全化を図られることにより森林・林業・木材産業を自立した地域の基幹産業として再生。
- 事業概要：汚染状況重点調査地域等において、放射性物質対策と一体となった間伐等やこれら施業に必要な路網整備を実施。

① 対象地域

- ・ 災害に強い森林づくり
岩手県、宮城県、福島県の特
用林産物の出荷制限地域を
含む市町村
- ・ 公的主体による間伐等
岩手県、宮城県、福島県の汚
染状況重点調査地域等

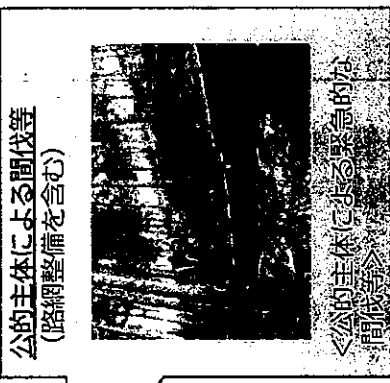
② 補助対象

- ・ 放射性物質対策と一体となつた間伐等の森林施業と林業専用道の開設等

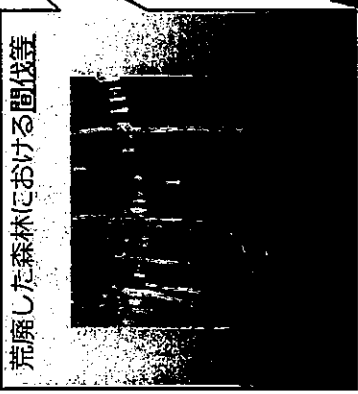
③ 補助率等

- 3/10：民有林補助事業
(間伐等)
- 50/100、45/100
：民有林補助事業
(林業専用道)
- 10/10：国有林直轄事業、
水源林造成事業

放射性物質対策と一体となった森林整備



汚染状況重点調査地域等において適切な森林整備を推進



- ・ 放射性物質の居住区域等への流出を防止
- ・ 山地災害防止や土砂流出防止等の公益的機能の發揮
- ・ 森林施業の集約化や路網整備を進め、持続可能な森林経営を確立
- ・ 適切な森林整備により、森林吸収源対策にも寄与

農山漁村地域整備交付金（公共）

【118,931(101,650)百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景/課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。

農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

国費率：1/2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：
農業農村分野に関すること
農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
森林分野に関すること
林野庁計画課 (03-3501-3842)
水産分野に関すること
水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農山水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農山水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

+

森林基盤整備

+

水産基盤整備

+

海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
(都道府県が各地区に予算を配分)
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

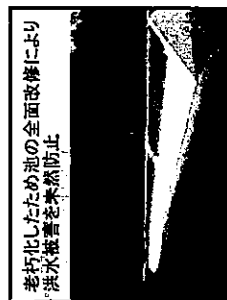
都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
(客観性・透明性の確保)

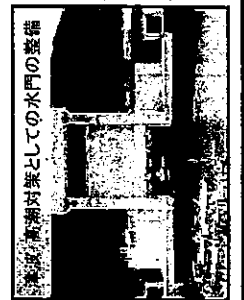
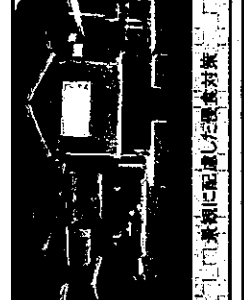
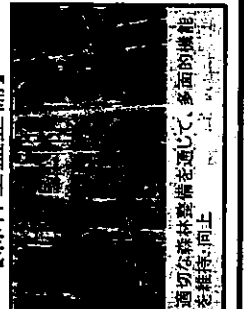
地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

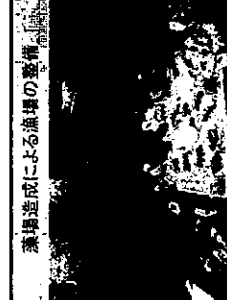
【農業農村基盤整備】



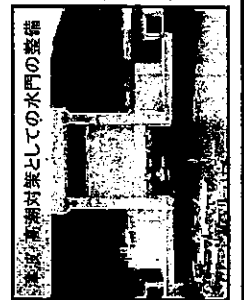
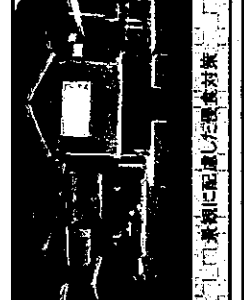
【森林基盤整備】



【水産基盤整備】



【海岸保全施設整備】



(非公共)

平成30年度整備課所管非公共事業予算概算要求

平成30年度 非公共予算概算要求の概要

林野庁整備課

(単位:千円)

事 項	平成29年度予算	平成30年度概算要求	
			対前年度比
優良種苗低コスト生産推進事業	115,884	168,564	145.5%
特別母樹林保存損失補償金	9,690	9,690	100.0%
分収林施業転換推進事業	—	68,000	皆増
幹線林道事業移行円滑化対策交付金	114,499	93,000	81.2%
林業成長産業化総合対策	—	30,000,000	皆増

【復興特会分】

(単位:千円)

事 項	平成29年度予算	平成30年度概算要求	
			対前年度比
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策	3,401,093	3,401,093	100.0%

優良種苗低コスト生産推進事業（拡充）

【平成30年度概算要求額 168,564（115,884）千円】

事業のポイント

主伐後の再造林を確実に実施するため、種穂の確保、苗木の生産技術の向上及び生産効率の向上、地域的な過不足が生じやすい需給のマッチングなど、各段階における課題を解決し、優良な種苗を低コストかつ安定的に供給する体制を構築します。

<背景>

- ・主伐後の再造林を確実に進めていくためには、優良な種苗を低コストで安定的に供給することが不可欠です。
- ・しかしながら、長期にわたり造林面積が低位に留まってきたことから、苗木の需要量は減少し、生産体制は脆弱なものとなっています。
- ・このため、種穂の確保、苗木の生産技術及び生産効率の向上、地域的な過不足が生じやすい需給のマッチングなど、各段階における課題を解決し、優良な苗木を低コストかつ安定的に供給するための体制を構築することが重要です。

政策目標

平成32年度にコンテナ苗生産事業者のうち、一定規模以上のコンテナ苗生産能力がある事業者の比率を平成27年度の2割から5割にします。

<内容>

(1) 優良種穂の確保

① 指定採取源の拡大

都道府県が新たに指定採取源を指定するために行う遺伝子調査（花粉症対策苗木により造成された造林地等が対象）に対して支援します。

② エリートツリー等の原種増産技術の開発

優良な種苗を生産するため、採種園等を造成するための原種苗木の増産技術の開発と、その指導及び普及に対して支援します。

③ 採種園等の造成・改良

a 苗木生産を目的とした採種園等の造成・改良に対して支援します。

b 認定特定増殖事業者等による都道府県域を越えた採種園等の造成・改良等モデル的な取組に対して支援します。

④ 採種園の再活用等

利用されていない採種園の再活用や人工造林地を穂木の採取源として活用するための条件整備を実施します。

(2) 優良苗木の供給拡大

① 新たな苗木生産技術の実証

国有林において、生産期間の大幅な短縮が期待できる当年生苗の導入に向けた植栽の実証を実施します。

② 苗木生産技術の向上等

日々進展の著しいコンテナ苗生産の生産・利用に関する技術研修、巡回指導、地域的な変動が生じやすい種苗の需給情報を共有する取組に対して支援します。

<補助率等>

- (1) ① 定額
- (1) ② 定額
- (1) ③ a : 1 / 2 b : 定額
- (1) ④ 直轄
- (2) ① 直轄
- (2) ② 定額

<事業実施主体>

国、都道府県、認定特定増殖事業者、事業協同組合、森林組合、民間団体等

<事業実施期間>

平成30年度～平成34年度

担当課：(1)の事業		
①	林野庁整備課	(03-3591-5893)
②、③	林野庁研究指導課	(03-6744-2312)
④	林野庁業務課	(03-6744-2325)
(2)の事業		
①	林野庁業務課	(03-6744-2325)
②	林野庁整備課	(03-3591-5893)

特別母樹林保存損失補償金（継続）

【平成30年度概算要求額 9,690（9,690）千円】

事業のポイント

特別母樹林の所有者に対する損失補償を実施

特別母樹（林）は、地域の自然環境に永年順応し、特に優良な形質を有する樹木、又はその集団を育種素材として提供するための種穂の供給源として林業種苗法第4条の規定に基づき、農林水産大臣が指定したものです。

政策目標

現在、指定している特別母樹林の私有林のうち171 haについて、損失補償金を交付

<内容>

本事業は、林業種苗法第8条（特別母樹等についての損失補償）に基づき、特別母樹（林）として指定することにより当該森林所有者が本来得られるであろう所得の損失を補償します。

<事業実施主体>

国

<事業実施期間>

昭和45年度～

[担当課：林野庁整備課]

分収林施業転換推進事業（新規）

【平成30年度概算要求額 68,000（一）千円】

事業のポイント

林業公社等が管理している分収林について、分収比率の見直し等により収益性の向上を図るとともに、契約満了後の伐採・更新を円滑に進めていくため、更新費用の軽減に資する針広混交林化への誘導を進め、森林の公益的機能の維持・向上を図ります。

- ・ 林業公社等が管理している分収林については、木材価格の下落等によって採算性が悪化する一方、造林及び保育に要した借入金の残高の累増により、その計画的・効率的な森林整備が困難になっています。
- ・ また、上記のような状況から、分収林契約の満了後に伐採跡地が土地所有者に返還された際、再造林費用を捻出することが厳しいという課題もあり、森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがあります。
- ・ このため、分収比率の見直し等により収益性の向上を図るとともに、契約満了後の伐採・更新を円滑に進めていくため、更新費用の軽減に資する針広混交林化への誘導を進めることが重要になっています。
- ・ 所有者不明等により契約変更が困難な契約は、分収林特別措置法による契約条項の変更特例を活用することにより、契約変更等を進め、分収林契約に係る収益性と森林の公益的機能の維持・向上を図ります。

政策目標

針広混交林へ誘導する分収林の割合 平成28年度:30%→平成34年度:40%

<内容>

契約期間満了後の林地の適切な更新を確保するため

- ① 針広混交林化に必要な施業体系への変更に向けた合意形成
- ② 分収比率の見直しに向けた合意形成
- ③ 所在不明者がある契約等における所在不明者の特定作業や相続者の権利関係の確認作業

など、都道府県協議会が行う契約内容の変更の手続きに必要な経費に対して助成

<補助率>

1/2

<事業実施主体>

都道府県協議会

<事業実施期間>

平成30年度～34年度（5年間）

[担当課：林野庁整備課]

分収林施業転換推進事業（新規）

現状及び課題

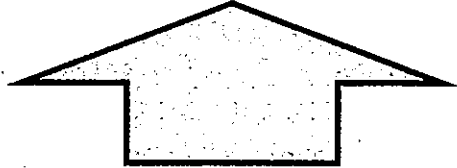
- 林業公社は、これまで約40万haの森林を分収方式により造成してきたが、その経営は厳しい状況。
- これまでは、長伐期化等を図ることで一定の収益が期待できる森林では、契約期間を延長。
- 今後は、資源が充実していく分収林について、伐採・更新を円滑に進めていくことが必要。
- 所在不明等により、契約変更に着手できていないものもあるが、期間延長した分収林においても、森林の公益的機能の維持・向上を図るためには、契約期間満了後における確実な更新が必須。



対 策



- ◎ 契約満了後の確実な更新等による森林の適切な管理に向けて、
- 針広混交林に必要な施業体系への変更
 - ・ 契約期間満了時に針広混交林化を図るため、契約期間内に広葉樹の導入を促進する施業体系へ変更
- 分収林契約における分収比率の見直し
 - ・ 主伐時等における収益の向上を図るため、分収林契約における分収比率を見直し
- 所在不明契約者の特定作業や、相続等による権利関係の確認作業の実施
 - ・ 契約変更が進まない要因である所在不明契約者の特定作業や、相続等により契約当事者が変更となっている契約についての権利関係の確認作業を実施し、契約変更を促進
- 施業転換等により林地の更新が難しい森林に係る分収林契約の解除等
 - ・ 分収益による再造林や針広混交林化が難しい森林については、分収林契約を解除して皆伐を回避するとともに、必要に応じて森林施業の受委託契約を促進



効 果

- 針広混交林への施業転換の促進による林地の確実な更新
- 契約変更等の円滑な実施
- 分収林の適正な管理経営を通じた林業公社等の経営の健全化



森林の公益的機能の維持・向上と収益性向上による公社の経営改善

幹線林道事業移行円滑化対策交付金（継続）

【平成30年度概算要求額 93,000（114,499）千円】

対策のポイント

平成19年度末に緑資源機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことに伴い、既設幹線林道に係る債権の確定と債務の償還等を円滑に進める必要があります。

- ・ 既設幹線林道の建設については緑資源機構が実施し、建設の事業費に係る借入金等については、緑資源機構が徴収（徴収制度：25年元利均等半年賦）する道県の負担金、受益者の賦課金をもって償還してきたところです。
- ・ しかし、平成19年度末で緑資源機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことから、業務を承継した国立研究開発法人森林研究・整備機構において既設幹線林道に係る債権の確定と円滑な賦課金等の徴収、借入金等の償還を行うことが必要です。

政策目標

既設幹線林道の道県等への円滑な移管

<内容>

1. 賦課金等債権の確定及び徴収のための事務費
国立研究開発法人森林研究・整備機構における既設幹線林道に係る債権の確定と賦課金・負担金の徴収に係る事務費の措置
2. 徴収・償還等対策
 - ① 賦課金の再調整に伴う還付利息相当額の補填
 - ② 徴収・償還の制度差に起因する利差損相当額の補填

<交付率>

定額

<交付先>

国立研究開発法人森林研究・整備機構

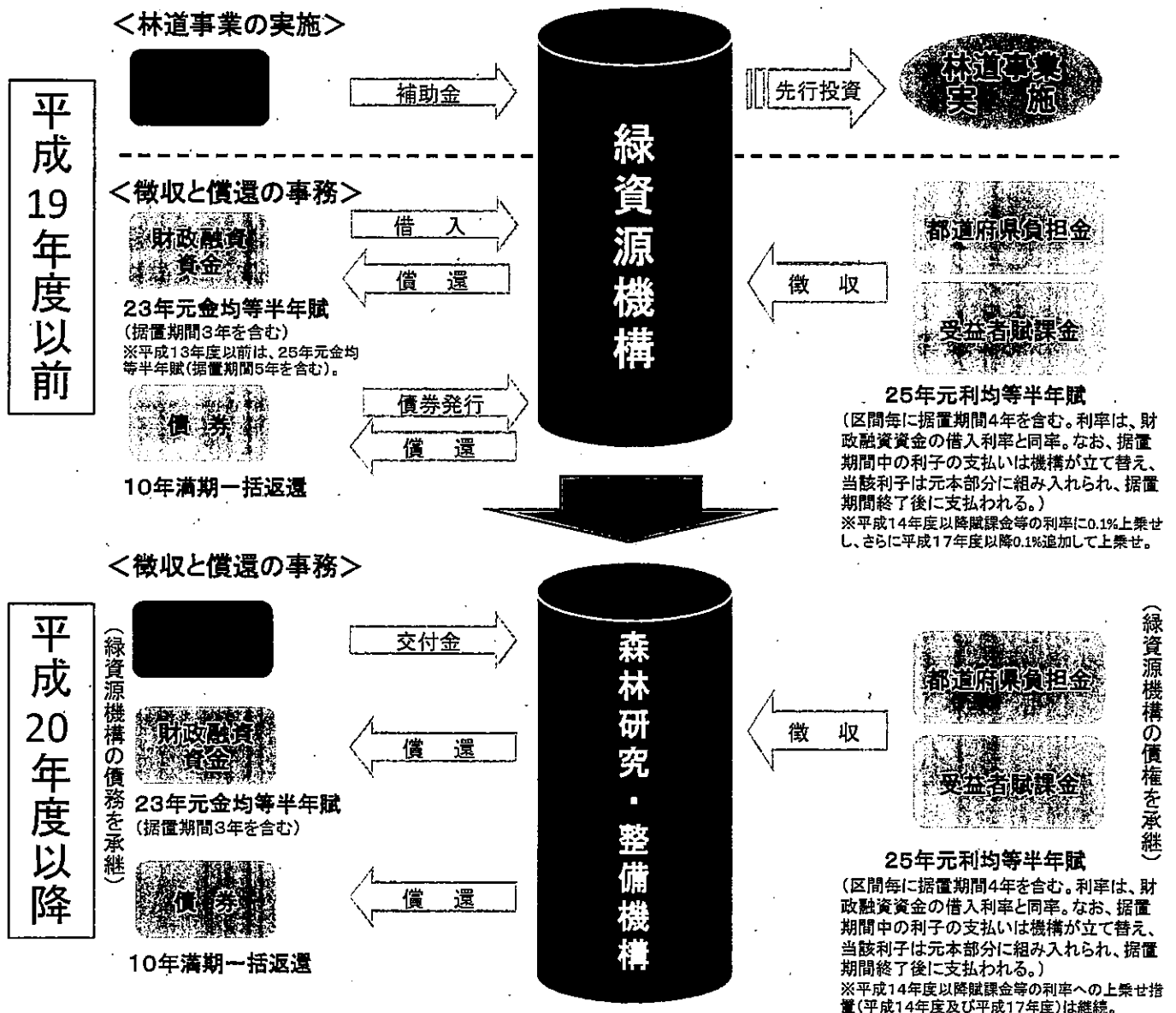
<事業実施期間>

平成20年度～

[担当課：林野庁整備課]

幹線林道事業移行円滑化対策交付金について

- 平成19年度末に廃止した緑資源幹線林道事業により整備された幹線林道に係る債権債務の管理を適切に実施する必要。
- そのため、森林研究・整備機構が行う事務及び債務償還に係る所要の利差損相当額等を国が責任をもって負担する必要。



予算のポイント①
森林研究・整備機構が行う負担金・賦課金の徴収業務に係る事務費を措置する必要。

予算のポイント②
幹線林道事業の廃止に伴う区間の中止・見直しにより、受益者でなくなる者が発生。これに対処するため、徴収した賦課金に利息を付して還付する必要。

予算のポイント③
幹線林道事業に係る借入金(23年償還)等の償還財源は、金利を付して徴収する負担金等(25年償還)及びその運用益により賅う仕組み。しかしながら、高金利時代の負担金等に係る繰上償還が相次いだことにより、財政融資資金の償還財源が不足することから、利差損相当額を補填する必要。

林業成長産業化総合対策

【平成30年度概算要求額30,000,000(一)千円】

対策のポイント

新たなスキームの下で意欲と能力のある経営体に森林の管理経営を集積・集約化する地域を重点的に支援することとし、路網整備・機械導入を集中的に実施するほか、主伐・再造林の一貫作業の推進、川下との連携強化、JAS無垢材の利用拡大など、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要です。
- ・このため、「新たなスキーム」の下で意欲と能力のある経営体に森林の管理経営を集積・集約することとし、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大のための施設整備や実証など、川上から川下までの取組を総合的に推進する必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加(2,500万 m^3 (平成27年)→4,000万 m^3 (平成37年))

<主な内容>

1. 林業・木材産業成長産業化促進対策 29,300,000(一)千円
 - (1) 持続的林業確立対策
持続的な林業経営を確立するため、意欲と能力のある経営体の育成、新たなスキームを活用する区域での重点的な路網整備、高性能林業機械の導入、伐倒・搬出、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、森林境界の明確化、再造林に必要なコンテナ苗生産基盤施設の整備等を推進します。
 - (2) 木材産業等競争力強化対策
木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある経営体との連携を前提に、木材製品を安定的・効率的に供給するための木材加工流通施設の整備、木材利用を拡大するための木造公共建築物や木質バイオマス利用促進施設等の整備、山村振興のための特用林産振興施設の整備を支援します。
 - (3) 林業成長産業化地域創出モデル事業
森林資源の利活用により地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開を図ります。また、国有林においても、ICTを活用した森林資源情報の整備技術の実証・普及を行います。
2. 木材生産高度技術者育成対策 200,000(一)千円
効率的かつ効果的な木材生産を実現するため、ICT等の先端技術を活用した路線選定や設計等に係る高度な知識・技術を有する技術者を育成するとともに、木材生産現場における高度技能者等を育成します。また、国有林において、市町村等の技術者育成の支援に向けた実践的な取組を実施します。

3. JAS無垢材利用拡大対策

500,000 (一) 千円

木材の需要を拡大するためには、非住宅分野を中心に木造建築の需要を開拓することが急務であることから、品質・性能の確かなJAS無垢材（人工乾燥機械等級区分製材と2×4製材）の活用事業者の拡大、実証、設計者の育成を支援します。

<交付率等>

定額（1/2、1/3以内等）、委託、直轄

<事業実施主体>

国、都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等

<事業実施期間>

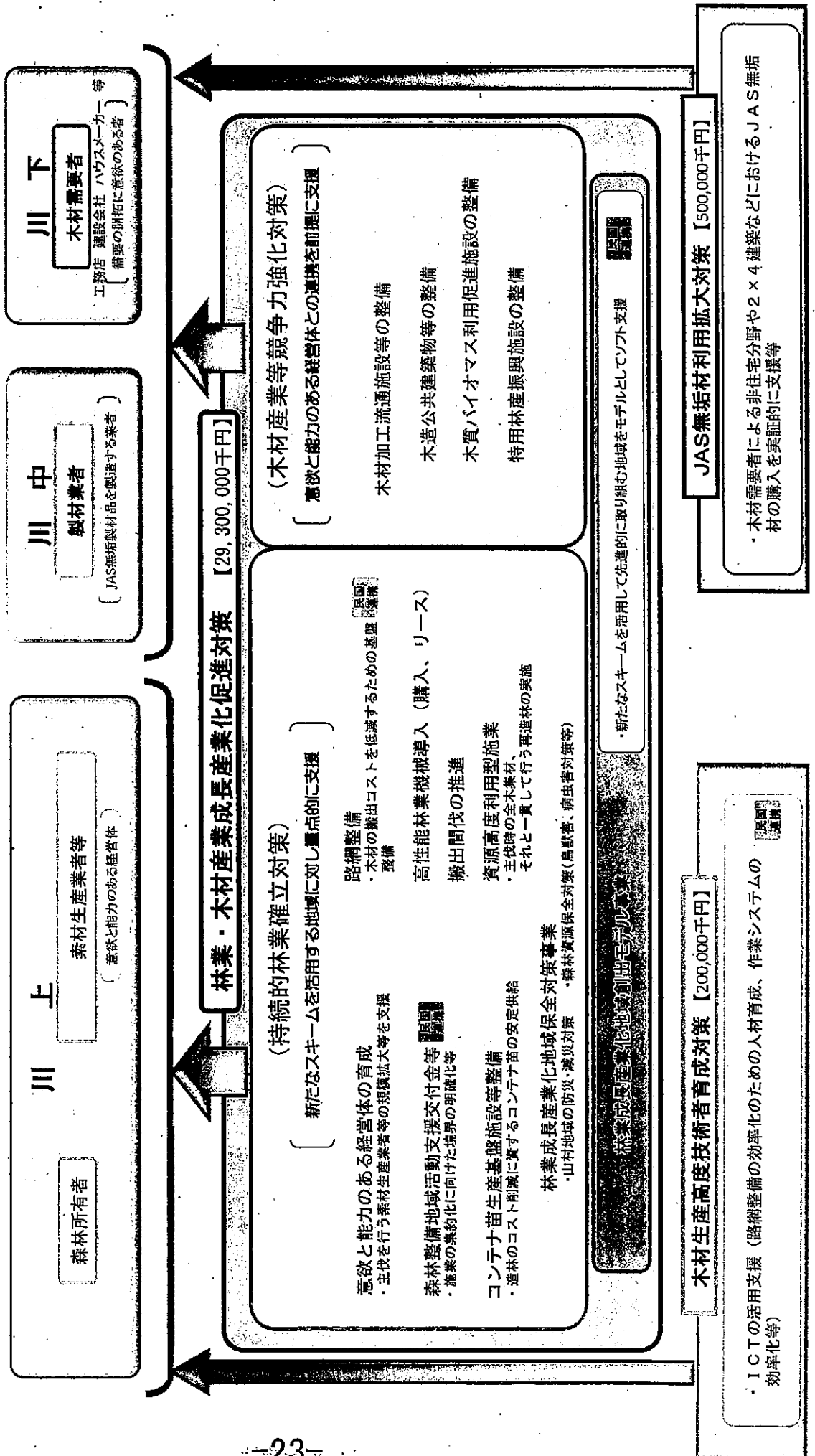
平成30年度～34年度（5年間）

担当課：	1の事業	林野庁計画課	(03-6744-2300)
	2の事業	林野庁研究指導課	(03-3502-5721)
	3の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-0583)

林業成長産業化総合対策

【平成30年度予算概算要求額 30,000,000千円】

新たなスキームの下で意欲と能力のある経営体に森林の管理経営を集積・集約化する地域を重点的に支援することとし、路網整備・機械導入を集中的に実施するほか、主伐・再造林の一貫作業の推進、川下との連携強化、JAS無垢材の利用拡大など、川上から川下までの取組を総合的に支援します。



4-20